

自動販売機設置者募集要領

令和7年12月

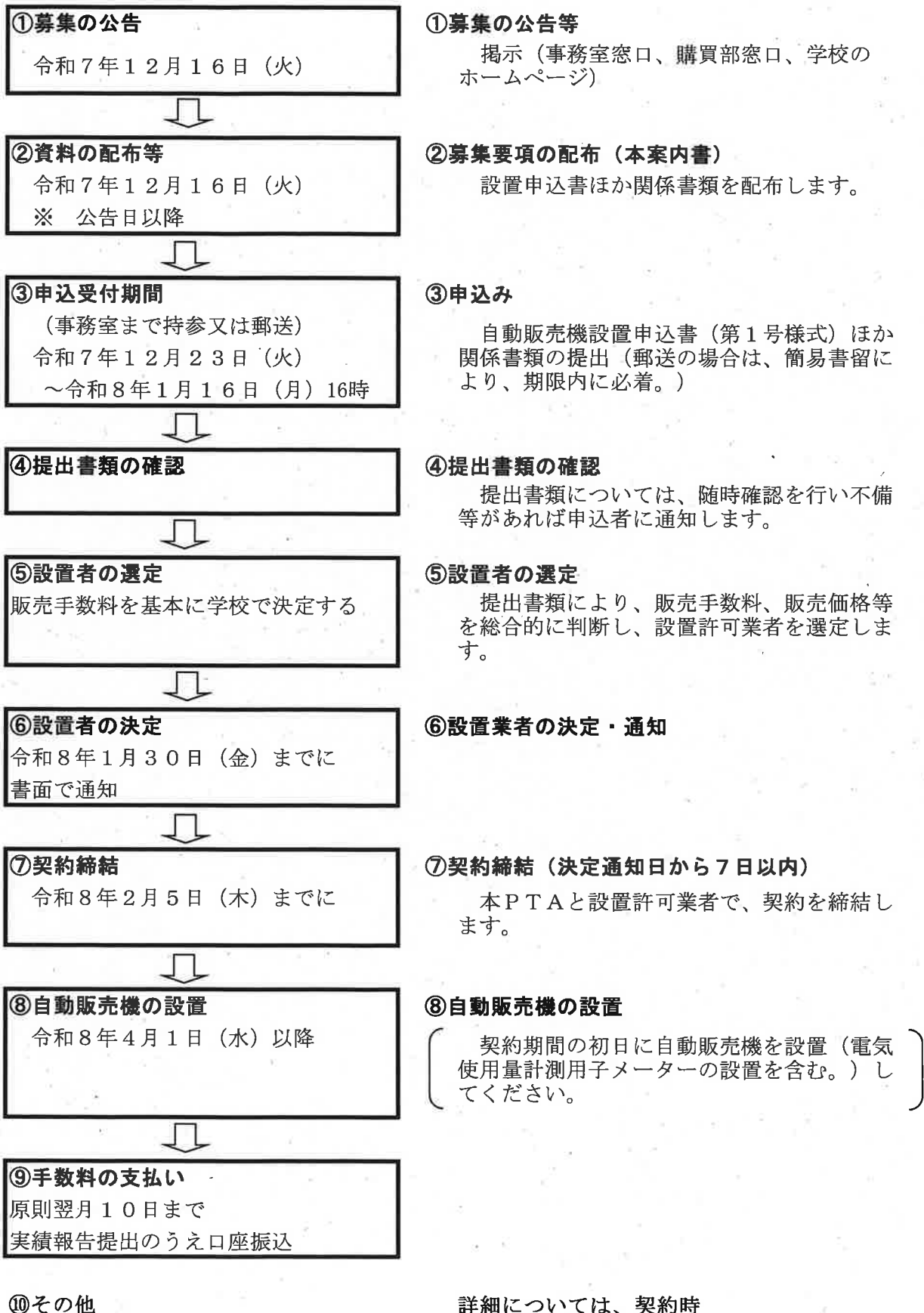
長崎県立長崎東中学校・高等学校PTA

長崎市立山5-13-1
TEL095-826-5281
FAX095-823-5472

資料内容

- | | |
|---------------------------------|--------|
| 1 募集から設置までのスケジュール | P1 |
| 2 自動販売機設置者申込要領 | P2～P7 |
| 3 仕様書
(自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項) | P8～P10 |
| 4 申込関係様式 | |
| (1) 自動販売機設置申込書(第1号様式) | P11 |
| (2) 誓約書(第2号様式) | P12 |
| (3) 使用印鑑届(第3号様式) | P13 |
| (4) 販売商品一覧表(第4号様式) | P14 |

〈募集から設置までのスケジュール〉



自動販売機（飲料）設置者募集要項 《案》

長崎県立長崎東中学校・高等学校PTA（以下、「PTA」という。）が使用を許可されている、下記の場所への自動販売機（飲料）設置業者を決定するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第93条の規定に準じて募集を行いますので、参加される方は本要項をご承知のうえ、お申し込みください。

令和7年12月16日

長崎県立長崎東中学校・高等学校PTA 会長 梶原 孝之

1 募集事項

(1) 設置許可を行う物件

- ① 施設名 長崎県立長崎東中学校・高等学校
- ② 所在地 長崎市立山5-13-1
- ③ 設置場所等

設置番号	設置場所	販売内容	設置面積 (㎡)	設置台数	最低販売手数料
1	第2号館1階	紙パック (密閉式)	1.4㎡	1台	売上額の10%
2	第1体育館 外部	ペットボトル・缶	1.6㎡	1台	売上額の10%

※設置面積は、上記面積程度（多少の増減は可能）とし、高さは2m以内とします。

※設置面積には、容器回収ボックス設置部分・放熱余地を含みます。

※別紙「自動販売機配置図」参照。

(2) 貸付期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日までとし、契約期間の更新はできません。

ただし、PTAに対する長崎県立長崎東高等学校長の公有財産の使用許可が取り消された等で契約が解除された場合は、その取消された日までとし、それに伴う費用負担については設置者とします。

(3) 用途

自動販売機及び容器回収ボックスの設置・運営に限るものとします。

(4) 販売手数料等

- ①自動販売機の毎月の売上額に設置申込書に記載した販売手数料率を掛けた額（円未満切り捨て）を翌月10日までに口座振込により納入するものとします。
- ②自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置含）及び維持費等の一切の経費については、設置者負担とします。なお、自動販売機に係る光熱水費等については、PTAが発行する請求書に基づき、指定する期限までに口座振込により納入すること。その際の振込に要する経費は、設置者の負担とします。

(5) 使用料

公有財産の使用料については、PTA負担で県に納入するため不要です。

(6) 自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項

別紙「仕様書」のとおりとします。

2 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。なお、被補助人、被補佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、その事実が認められた後3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (5) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条第7項の規定に該当しない者であること。
- (6) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者であること。
- (7) 法人にあっては長崎県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては長崎県内に住所を有すること。
- (8) 自動販売機の設置及び運營業務について、3年以上の実績を有していること。
- (9) 長崎県税及び本PTAへの納付金に関し、未納がないこと。
- (10) 消費税及び地方消費税課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (11) 下記3により、あらかじめ申込をした者であること。

3 応募・申込

応募を希望される方は、事前に設置申込書等の配布を受け、定められた受付期間内に設置申込書等の関係書類を下記受付場所に提出してください。

(1) 関係書類の配布場所及び配布期間

① 設置申込書等の配布・受付期間

令和7年12月23日（火）～令和8年1月16日（金）まで
9時～16時まで

② 配布・受付場所

長崎市立山5-13-1 長崎東高等学校 事務室 TEL 095-826-5281

(2) 提出方法

持参又は郵送により受付期限内（令和8年1月16日16時まで）に提出してください。
なお、郵送の場合は、簡易書留により令和6年1月16日16時必着とします。

(3) 提出書類（提出部数各1部）

	提出書類	法人	個人	備考
①	自動販売機設置申込書（第1号様式）	○	○	③、④、⑥及び⑦の書類は、応募申込日前1月以内に発行されたもの（その写しでも可）に限ります。また、⑨の書類は、写しでも可とします。
②	誓約書（第2号様式）	○	○	
③	商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明）	○		
④	住民票		○	
⑤	使用印鑑届（第3号様式）	○	○	
⑥	長崎県税に関する納税証明書（未納がない証明）	○	○	
⑦	消費税及び地方消費税に関する納税証明書（未納がない証明） ※課税事業者のみ提出	○	○	
⑧	自動販売機設置の実績を証明する書類（任意様式）	○	○	
⑨	設置する自動販売機及び回収ボックスの寸法のわかるカタログ等及び販売可能な商品カタログ等及び一覧表（第4号様式）	○	○	

(4) 申込者の資格確認

参加申込があったときは、参加資格の有無について確認し、申込者にお知らせします。
なお、参加資格の確認を受けた者が、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排

除措置を受けた場合、その資格を取り消すこととします。

また、設置予定の自動販売機が1の(6)に定める仕様に適合しないと認められる場合は、参加申込者に対し、機種変更を指示する場合があります。

4 現場説明

現場説明は実施しませんので、事前に対象物件をご自身で確認し、現況を熟知した上で申し込んでください。

5 設置業者の決定

- (1) 提出書類を総合的に評価・審査し、設置者を決定します。
- (2) 決定方法は、設置場所ごとに販売手数料が高い申込者から決定します。
- (3) 同率の場合は販売価格が低価な申込者を決定者としてします。
- (4) 令和8年1月30日(金)までに書面で選考結果を通知します。
- (5) 設置決定者が選考結果を通知した日から契約締結までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、設置資格を取り消すこととします。
- (6) 設置箇所に対して希望がない場合は、個別に協議します。

6 契約

選考結果を通知した日から、7日以内(土・日含む)に契約を締結します。
なお、設置時期については、令和8年4月1日からとします。

7 その他

設置場所の確認が必要な場合は、9時～16時(土・日、祝日を除く)までに長崎東高校事務室で校内立ち入りの手続きを済ませた上で、行ってください。

8 このお知らせに関するお問い合わせ先

長崎県立長崎東高等学校
事務室 電話 095-826-5281 担当：松崎、石田
所在地 〒850-0007 長崎市立山5-13-1

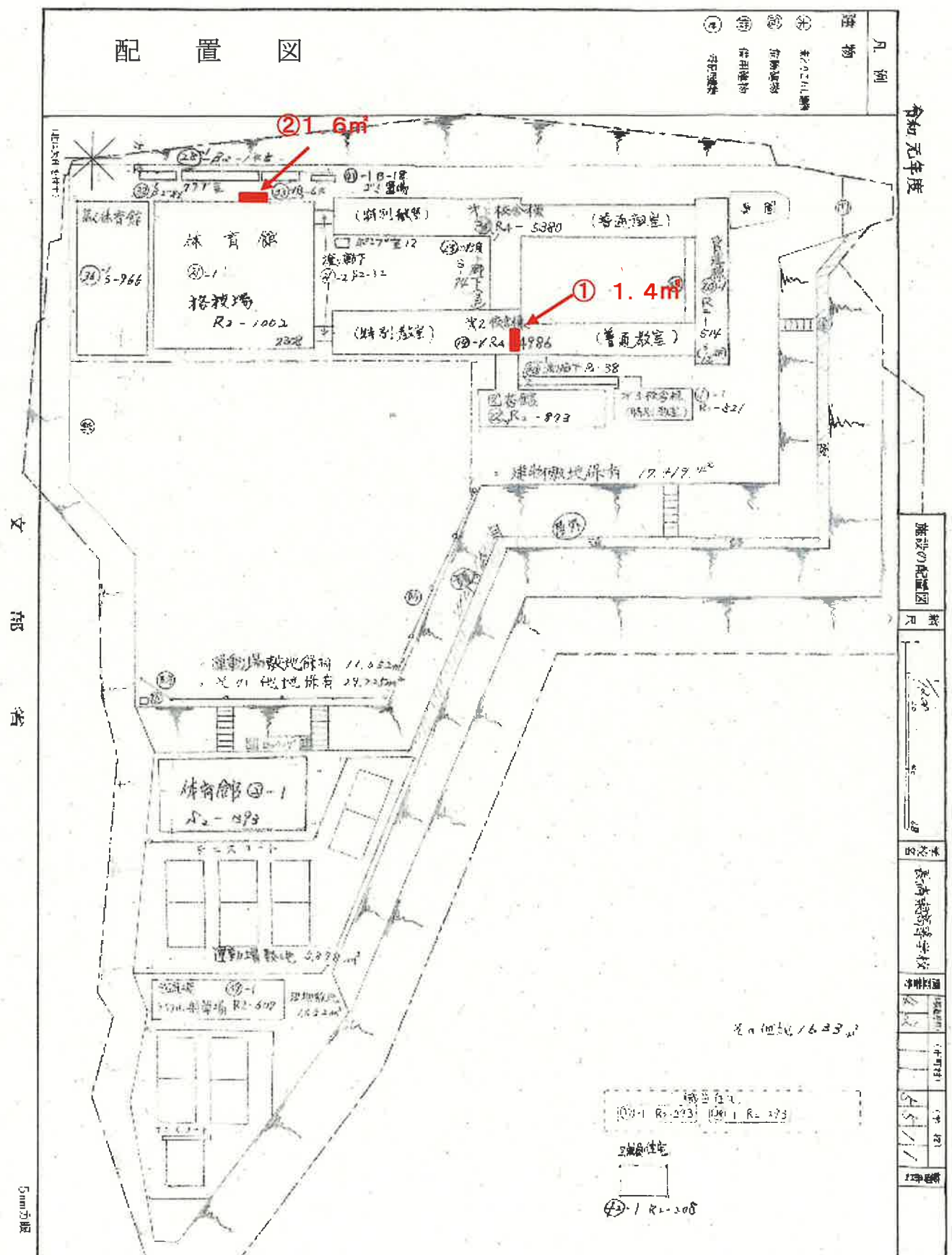
(参考)

令和7年5月1日現在

生徒及び職員数

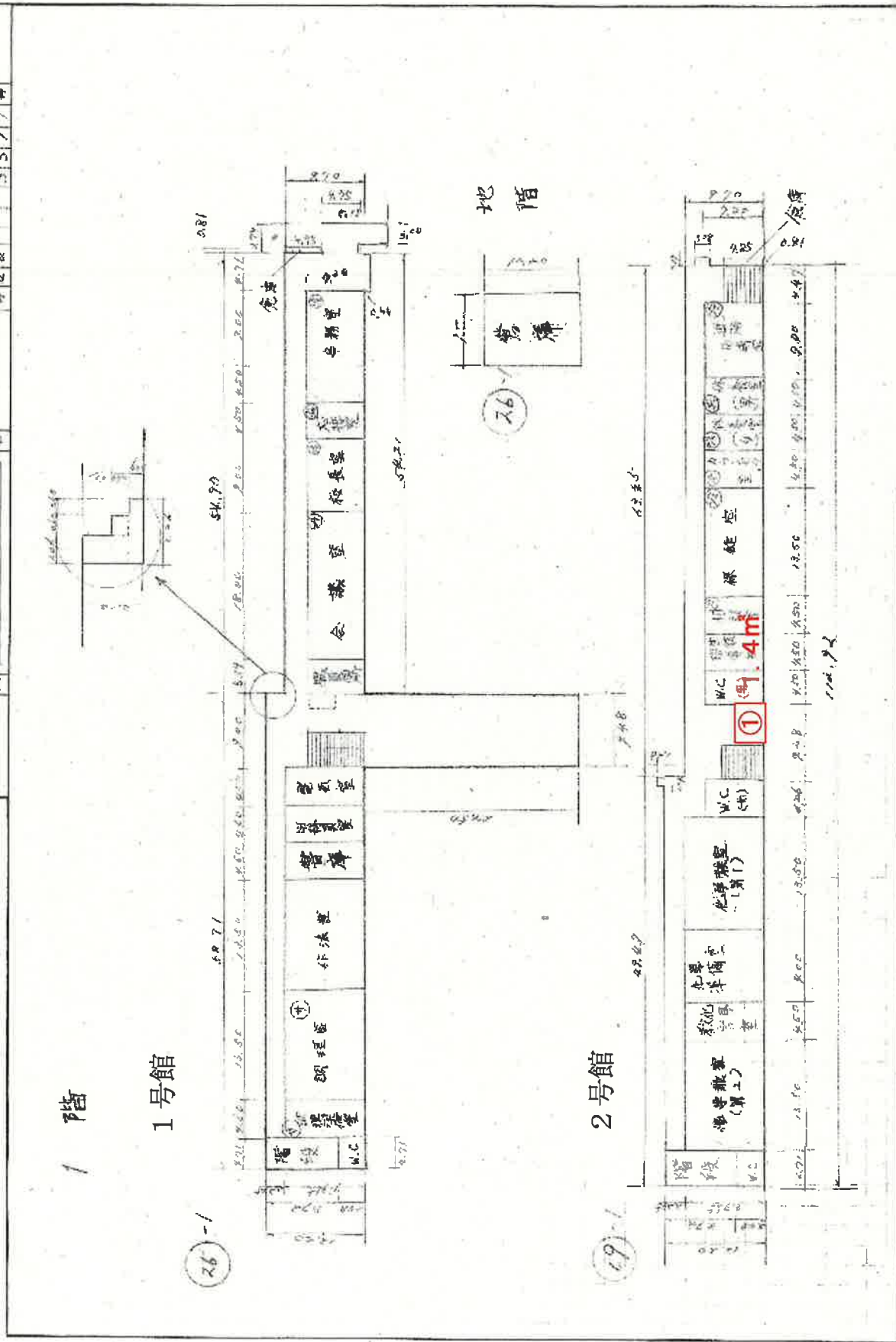
生徒数 中学生 359名 高校生 821名 職員 92名 計 1,272名

自動販売機配置図



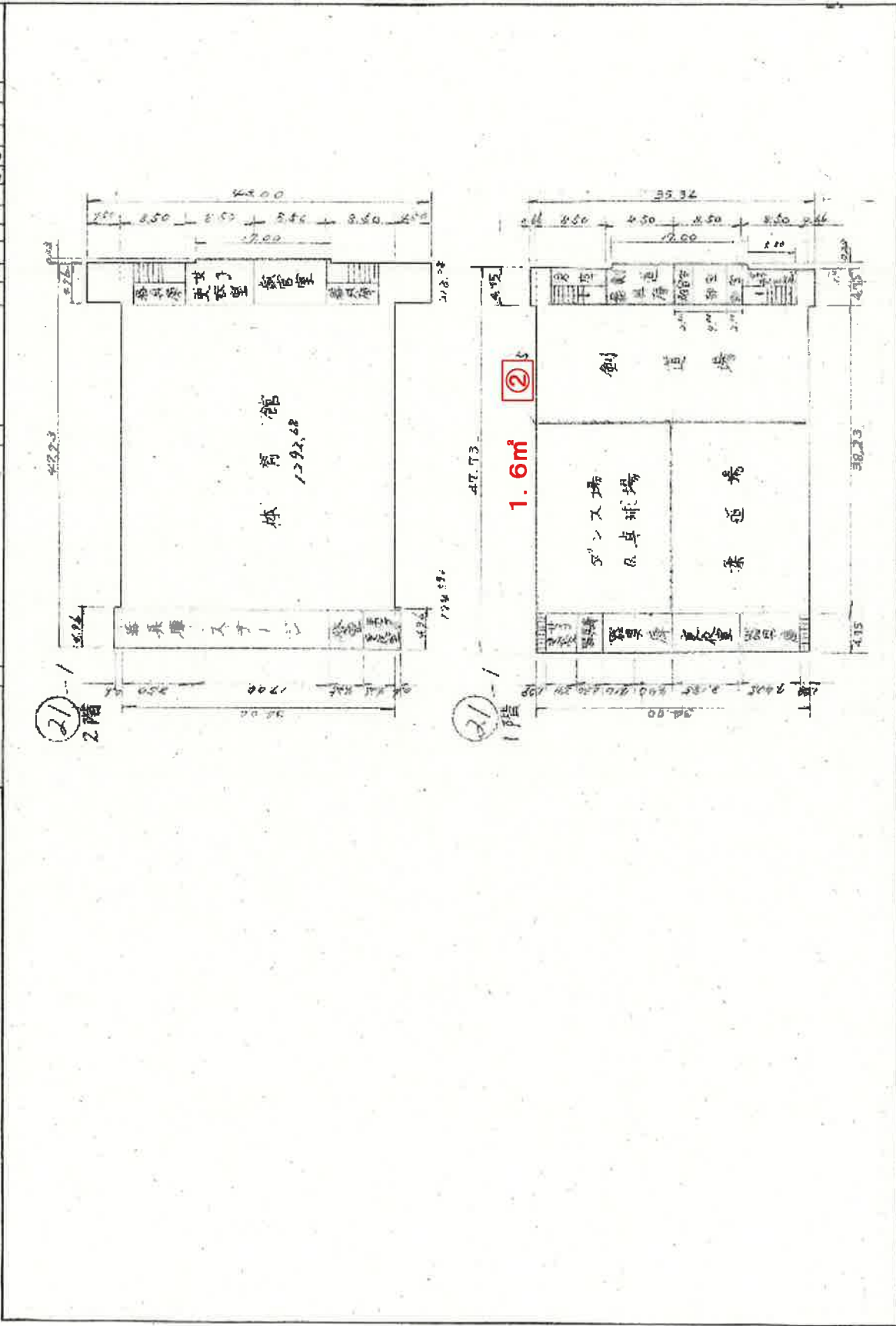
平面图

平面図	縮尺	1/500	学校名	神奈川高等学校	所在地	神奈川県	学年	55	備考	
-----	----	-------	-----	---------	-----	------	----	----	----	--



平面図

平面図	縮尺 1/500	学校名 香南東洋学校	図面番号 42	15年度 55	16年度 55	17年度 55	18年度 55	19年度 55	20年度 55	21年度 55	22年度 55	23年度 55	24年度 55	25年度 55	26年度 55	27年度 55	28年度 55	29年度 55	30年度 55	31年度 55	32年度 55	33年度 55	34年度 55	35年度 55	36年度 55	37年度 55	38年度 55	39年度 55	40年度 55	41年度 55	42年度 55	43年度 55	44年度 55	45年度 55	46年度 55	47年度 55	48年度 55	49年度 55	50年度 55	51年度 55	52年度 55	53年度 55	54年度 55	55年度 55	56年度 55	57年度 55	58年度 55	59年度 55	60年度 55	61年度 55	62年度 55	63年度 55	64年度 55	65年度 55	66年度 55	67年度 55	68年度 55	69年度 55	70年度 55	71年度 55	72年度 55	73年度 55	74年度 55	75年度 55	76年度 55	77年度 55	78年度 55	79年度 55	80年度 55	81年度 55	82年度 55	83年度 55	84年度 55	85年度 55	86年度 55	87年度 55	88年度 55	89年度 55	90年度 55	91年度 55	92年度 55	93年度 55	94年度 55	95年度 55	96年度 55	97年度 55	98年度 55	99年度 55	100年度 55
-----	-------------	---------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-------------



5mm方眼

文部省

仕 様 書
(自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項)

長崎県立長崎東中学校・高等学校PTA

1 設置場所

- (1) 施設名：長崎県立長崎東中学校・高等学校
- (2) 所在地：長崎市立山5-13-1
- (3) 設置場所：第2号館1階及び第1体育館外部

2 自動販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積（回収ボックス含）は、「自動販売機配置図」において示す各設置箇所の設置面積程度（多少の増減は可能）とし、高さは2m以内とする。（下記参照）

設置番号	設置場所	販売内容	設置面積(m ²)	設置台数	備 考
1	第2号館1階	紙パック (密閉式)	1.4m ²	自動販売機1 回収ボックス1個以上	
2	第1体育館外部	ペットボトル・缶	1.6m ²	自動販売機1 回収ボックス1個以上	

(2) 環境対策

- ① 「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」、「ヒートポンプ式」等の消費電力量の低減に資する技術を採用していること。
- ② 地球温暖化係数(GWP)の低い、二酸化炭素(CO₂)、炭化水素(HC)、又はハイドロフルオロオレフィン(HFO1234yf)等を冷媒として採用した機種とすること。ただし、紙パック式の自動販売機については、いわゆる「代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）による）」を認める。

3 自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

(1) 設置

- ① 設置する自動販売機の電気使用量を測定する子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置すること。なお、設置に当たっては、PTAの指示に従うこと。
- ② 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、JIS規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

(2) 管理運営

- ① 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。
- ② 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。
- ③ 使用済み容器の回収ボックス個数は、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。
- ④ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、PTAの指示に従うこと。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- ⑥ 自動販売機に商品に関係のない広告等は表示しないこと。
- ⑦ 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

(3) 販売商品、容器及び販売価格

設置 番号	設置場所	販売商品	容器	販売価格	備 考
1	第2号館1階	清涼飲料水・乳飲料等	紙パック (密閉式)	標準小売価格より20 円以上安価に設定する こと	酒類は不可 炭酸飲料はあら かじめ許可され たもの
2	第1体育館外部	清涼飲料水・乳飲料等	ペット・缶	標準小売価格より20 円以上安価に設定する こと	//

※販売商品は、生徒の多様な飲料銘柄の嗜好を満たすため、本校既存の自動販売機（3台設置）における販売商品以外とします。（既存自販機の商品については、別紙参照）

(4) 販売手数料等

- ① 販売手数料率は、10% 以上であること。
- ② 販売手数料の納入については、販売実績等を報告するとともに翌月10日までに口座振込により納入するものとする。
- ③ 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーター設置含）及び維持費等の一切の経費については、設置者負担とする。なお、自動販売機に係る光熱水費等については、PTAが発行する請求書に基づき、指定する期限までに口座振込により納入すること。その際の振込に要する経費は、設置者の負担とする。
- ④ 振込口座 十八親和銀行 新大工町支店 普通預金 口座番号283043

口座名義 ナガサキケンリツナガサキヒガシコウトウガッコウ 長崎県立長崎東高等学校 コウチャウ 校長 タガワ 田川 コウジロウ 耕太郎

【既存設置自動販売機】

自動販売機 ①



自動販売機 ②



自動販売機 ③



自動販売機設置申込書

長崎県立長崎東中学校・高等学校PTA
会長 梶原 孝之 様

(申込者) 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

下記のとおり自動販売機を設置したいので申し込みます。

1 契約期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

2 設置希望箇所

希望順位	設置 番号	施設名	所在地	設置場所	販売商品
	1	長崎東中学校・高校	長崎市立山5-13-1	第2号館1階	紙パック(密閉式)
	2	〃	〃	第1体育館外部	ペットボトル、缶

注) 設置番号に希望する順位を記入してください。

1箇所のみなら希望箇所に「1」を2箇所の場合は、希望箇所へ「1」～「2」を記入してください。

3 添付書類 (提出する書類に「○」を記入してください。)

番号	提出書類	法人	個人
1	誓約書(第2号様式)		
2	商業・法人登記簿謄本(履歴事項全部証明) (コピー可)		
3	住民票 (コピー可)		
4	使用印鑑届(第3号様式)		
5	長崎県税に関する納税証明書(未納がない証明) (コピー可)		
6	消費税及び地方消費税に関する納税証明書(未納がない証明) (コピー可)		
7	自動販売機設置の実績を証明する書類(任意様式)		
8	設置する自動販売機及び回収ボックスの寸法のわかるカタログ等及び販売可能な商品カタログ等及び一覧表(第4号様式)		

4 販売手数料率

設置番号	率
1	%
2	%

注) 希望する箇所のみ記入してください。

担当者名:

電話番号:

FAX番号:

誓 約 書

令和 年 月 日

長崎県立長崎東中学校・高等学校PTA会長 梶原 孝之 様

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、貴PTAが実施する自動販売機設置に係る応募申込にあたり、次の事項を誓約します。

- 1 自動販売機の管理運営について3年以上の実績がありその管理・運営には支障ありません。
- 2 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者に該当していません。
- 3 現在、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に規定する、一般競争入札への参加を制限される決定を受けていません。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、及び同法第2条第6号に規定する暴力団員に該当しません。
- 5 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しません。
- 6 長崎県暴力団排除条例(平成23年長崎県条例47号)第33条第7項の規定に該当する者ではありません。
- 7 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者ではありません。
- 8 長崎県内に本店、支店又は営業所を有しています。(法人の場合のみ)
- 9 申込要領の記載事項を承知の上、申し込みますので、後日これらの事柄について一切の異議、苦情を申し立て致しません。

【関係法令】

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)より一部抜粋

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかつたとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

(7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり

代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)より一部抜粋

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)より一部抜粋

(観察処分)

第5条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、3年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

(1) 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。

(2) 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。

(3) 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員(団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。)であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。

(4) 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足る事実があること。

○長崎県暴力団排除条例(平成23年長崎県条例第47号)より一部抜粋

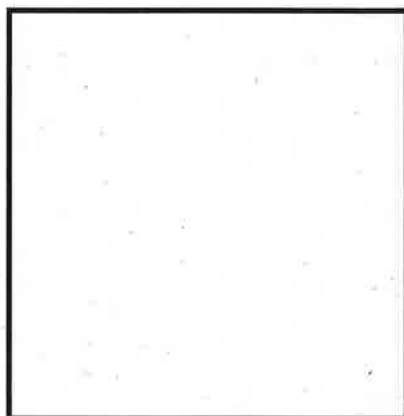
(公表等)

第33条

7 知事は、第31条第2項の勧告又は同条第3項の規定による契約解除の要求を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告等に従わないときは、規則で定めるところにより、相当の期間を定めて県が行う入札に参加させないこと等の必要な措置を講ずることができる。

第3号様式

使 用 印 鑑 届



弊社(店)が貴PTAとの取引上使用する書類には、すべて上記の印鑑を使用いたしますので届け出ます。

令和 年 月 日

長崎県立長崎東中学校・高等学校PTA

会長 梶原 孝之 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

販 売 商 品 一 覧 表

印

[illegible]

14